射水市測量等業務委託に係る低入札価格調査制度試行実施要綱(平成27年3月31日射水市告示第49号)新旧対照表

現行	改正後(案)
第1条~第15条第1項1号 省 略	第1条~第15条第1項1号 省 略
(低入札価格審査会の設置) 第15条1項2号 副会長 都市整備部長、上下水道部、行政管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、検査室長、測量等業務委託設計担当部次長	(低入札価格審査会の設置) 第15条1項2号 副会長 都市整備部長、上下水道部、行政管理部次長、都市整備 部次長、上下水道部次長、測量等業務委託設計担当部次長
第15条第1項3号以下 省 略	第15条第1項3号以下 省 略
	<u>附 則</u> この告示は、平成28年4月1日から施行する。